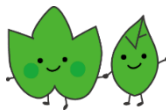


令和4年4月より出産後に医療機関で実施する新生児聴覚検査(赤ちゃんの耳の間こえの検査)費の公費負担を行います。



米沢市の妊婦・産婦の方へ(新生児聴覚検査費の助成について)

新生児聴覚検査とは

生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚障がいの疑いの有無を調べる検査で、入院中に赤ちゃんが眠った状態で行います。生まれつき聴覚に何らかの障がいをもつ赤ちゃんは、1,000人に1~2人とされています。早期に発見し適切な治療や支援につなげることで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな成果が得られますのでとても重要な検査です。必ず検査を受けましょう。

1. 助成の対象者

令和4年4月1日以降に出産した者で、検査を受けた日において米沢市民である者

2. 新生児聴覚検査受検票の交付

妊娠届出及び転入手続きの際に『新生児聴覚検査受検票』を交付します。

3. 対象となる検査と助成額

新生児1人につき助成上限額5,000円とし、検査費用がこれより低い場合はその額とします。

対象となる検査(初回、再検査)	助成上限額
自動聴性脳幹反応検査(AABR)	5,000円
耳音響放射検査(OAE)	

※ 保険診療に係る費用は対象外となります。ご注意ください。

4. 助成の受け方

① さくらクリニック・産科婦人科島貫医院・米沢市立病院で検査を受ける場合

必要事項を記入した『新生児聴覚検査受検票』を医療機関に提出し検査を受けてください。
検査費用が助成上限額を超えた場合は、医療機関にその差額をお支払いください。

② 上記以外の医療機関で検査を受ける場合

償還払い(払い戻し)となります。検査を受けたら、一旦全額自己負担していただき、以下の書類とともに健康課へ申請してください。申請受理後、申請者(産婦)の口座に振り込みをさせていただきます。申請期限は、検査を受けた日から6月後の月末までとします。

- ① 米沢市新生児聴覚検査助成金交付申請書(ホームページからダウンロード可能)
- ② 領収書、聴覚検査の費用が記載されている診療明細書
- ③ 検査の結果がわかる書類(母子健康手帳他)
- ④ 米沢市新生児聴覚検査受検票(未使用のもの)
- ⑤ 産婦名義の振込口座がわかるもの(通帳)



担当：米沢市すこやかセンター健康課 母子保健担当 電話 0238-24-8181 (内線 209)